

白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、岩石その他土地の埋立て等の用に供される物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立てを含む。）、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）の行為をいう。
- (3) 一時堆積 埋立て等のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う行為をいう。
- (4) 埋立て等区域 埋立て等に供される土地の区域をいう。
- (5) 事業主 市の区域内で自ら埋立て等を施工する者又は埋立て等の発注者をいう。
- (6) 施工者 事業主から埋立て等を請け負った者（その者から下請けした者を含む。）をいう。

（事業主等の責務）

第3条 事業主及び施工者（以下「事業主等」という。）は、埋立て等を行うに当たっては、良好な生活環境の保全及び災害の防止を図るため、万全の措置を講じなければならない。

2 事業主等は、埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任において、誠意をもってその解決に当たらなければならぬ。

（土地所有者の責務）

第4条 市内に土地を所有する者が、事業主等に対して土地を提供しようとするときは、この条例の趣旨を理解し、埋立て等により良好な生活環

境の保全に支障が生じ、又は災害が発生することのないように、事業主等に対して適切な指導をするよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、良好な生活環境の保全及び災害の防止を図るため、埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な埋立て等を監視する体制の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 この条例は、埋立て等区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満となる埋立て等（埋立て等区域の面積が300平方メートル未満の埋立て等で、当該埋立て等区域が2以上の区域にまたがり隣接するとき又は当該埋立て等を施工する日前1年以内に埋立て等が行われた区域に隣接するときは、その合計した面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満となるものを含む。）を行おうとするときについて適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる埋立て等については、この条例は適用しない。

- (1) 法令の許可等を受けて行う埋立て等で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う埋立て等
- (3) 国又は地方公共団体が行う埋立て等

(埋立て等における基準)

第7条 事業主等は、埋立て等を行おうとするときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 埋立て等により道路、河川、水路その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置が講じられていること。
- (2) 埋立て等による騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壤汚染その他の公害の発生を防止するための措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等区域からの土砂等の流出防止、いっ水防止その他安全確保のための措置が講じられていること。
- (4) 埋立て等の実施方法が規則で定める施工基準に適合していること。

(埋立て等の届出)

第8条 事業主は、埋立て等（一時堆積を除く。）を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名及び電話番号（事業主が法人である場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号）
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の所在地及び面積
- (4) 埋立て等に使用される土砂等の採取場所
- (5) 埋立て等に使用される土砂等の量
- (6) 埋立て等の施工期間
- (7) 埋立て等の施工方法
- (8) 施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (9) 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先
- (10) 埋立て等に用いる機械の種類及び数量

2 事業主は、一時堆積を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名及び電話番号（事業主が法人である場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号）
- (2) 一時堆積の目的
- (3) 埋立て等区域の所在地及び面積
- (4) 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先
- (5) 一時堆積に用いる機械の種類及び数量
- (6) 一時堆積に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその期間
- (7) 一時堆積期間中の土砂等の堆積の構造

3 前2項の規定による届出には、埋立て等区域の図面、現況写真、土質分析計量証明書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（住民への周知）

第9条 前条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その概要を

当該届出に係る埋立て等に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めるものとする。

(規模、構造等の変更の届出)

第10条 第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第2号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更内容を市長に届け出なければならぬ。

2 第8条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第2号、第3号、第6号又は第7号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更内容を市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第11条 第8条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第1号、第8号若しくは第9号又は同条第2項第1号若しくは第4号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、規則で定めるところにより、当該変更内容を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第12条 市長は、第8条第1項若しくは第2項又は第10条の規定による届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画の内容が第7条に規定する基準に適合しないときは、当該届出を受理した日から40日以内に限り、その届出をした者に対し、必要な限度において、計画の変更を命ずることができる。

2 前項の変更を命じられた者は、埋立て等の計画の内容が第7条に規定する基準に適合するように変更して市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画の内容が第7条に規定する基準に適合しないときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、必要な限度において、計画の変更を命ずることができる。この場合において、計画の変更を命じられた者の対応は、前項の規定を準用する。

(実施の制限)

第13条 第8条第1項若しくは第2項又は第10条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から40日を経過した後でなければ、その届出に係る埋立て等を行ってはならない。

2 前条第2項（前条第3項後段の規定により準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をした者は、当該届出が受理されてから30日を経過した後でなければ、その届出に係る埋立て等を行ってはならない。

3 市長は、第8条第1項若しくは第2項、第10条又は前条第2項（前条第3項後段の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるとときは、前2項に規定する期間を短縮することができる。

(地位の承継)

第14条 事業主等について相続、法人の合併又は分割があったときには、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業を承継した法人は、当該事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主等の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(一時堆積の土砂等の量の届出)

第15条 事業主は、一時堆積を行おうとするときは、規則で定めるところにより、一時堆積を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から7日以内に、搬入した土砂等の量及び搬出した土砂等の量を市長に届け出なければならない。

(埋立て等の中止又は完了の届出)

第16条 事業主は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

(標識の設置等)

第17条 事業主は、埋立て等の期間中、埋立て等区域の見やすい場所に、

氏名又は名称、埋立て等区域の所在地、面積その他の事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 2 前項に規定する標識を設置した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。

(事業主等に対する改善命令及び措置命令)

第18条 市長は、事業主等により第7条に規定する基準に適合しない埋立て等が行われた場合には、当該埋立て等の適正な実施を確保するため、当該事業主等に対し、期限を定めて、当該埋立て等区域、埋立て等の実施方法又は埋立て等に使用される土砂等の量等に関し、計画の変更その他必要な改善措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、事業主等により第7条に規定する基準に適合しない埋立て等が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は災害発生のおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該事業主等に対し、期限を定めて、その支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきこと又は埋立て等の中止を命ずることができる。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、期限を定めて、埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第21条 市長は、第18条第1項又は第2項の規定による命令に従わなかった事業主等について、その事実を公表することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第18条第2項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第18条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項若しくは第2項又は第10条の規定による届出をしないで埋立て等（変更後のものを含む。以下同じ。）に着手した者

(2) 第12条第2項の規定による届出（同条第3項において準用する場合を含む。）をしないで埋立て等に着手した者

(3) 第13条第1項又は第2項に定める期間内にその届出に係る埋立て等に着手した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項若しくは第2項、第10条第1項若しくは第2項又は第12条第2項（同条第3項後段の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出において虚偽の届出をした者

(2) 第11条、第14条第2項、第15条又は第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第17条の規定による標識を設置しない者

(4) 第19条の規定による報告をその定められた期限までにせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第20条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行っている埋立て等については、事業主は、この条例の施行の日から40日以内に第8条第1項又は第2項の規定による届出に相当する届出をしなければならない。この場合において、それらの届出がなされたときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

3 前項の埋立て等が一時堆積である場合にあっては、事業主は、この条例の施行の日から40日を経過した日から3月ごとに当該3月を経過した日から7日以内(条例の施行の日から40日以内に埋立て等を中止し、又は完了したときは、次項の規定による届出のとき)に、搬入した土砂等の量及び搬出した土砂等の量を市長に届け出なければならない。この場合において、その届出がなされたときは、第15条の規定による届出をしたものとみなす。

4 附則第2項の埋立て等であって、この条例の施行の日から40日以内に中止し、又は完了したものについては、事業主は、この条例の施行の日から40日を経過した日から10日以内に市長に届け出なければならない。この場合において、その届出がなされたときは、第16条の規定による届出をしたものとみなす。